

安全運転管理者等講習に関するQ&A

目次

1 受講対象者について

- (1) 新規選任、変更、解任等に関する事
- (2) 車両台数の変更等に関する事

2 法定講習受講義務等に関する事

- (1) なぜ受講しなくてはならないのか
- (2) 受講しなければどうなるのか
- (3) 講習料はいくらか

3 会場講習について

- (1) 受講日を変更したいが、どうしたら良いか。
- (2) 当日急遽受講ができなくなってしまった。
- (3) 指定された日に受講するが、事前の申し込みは必要なのか。

4 オンライン講習について

- (1) オンライン講習に申し込みたいが、どうしたら良いか。
- (2) 会場講習(オンライン講習開催日以外の講習)をオンラインで受講することはできないか。
- (3) オンライン講習はどういう流れになるのか。
- (4) オンライン講習はスマートフォンやタブレットでも視聴できるか。
- (5) 通信環境の条件は何かあるのか。

5 申請書の記載要領について

- (1) 安全運転管理者を変更した(する)が、「整理番号」が印字してある申請書はどうしたら良いか。
- (2) いつの日付を記入するのか。
- (3) 会社印や個人の印、訂正印は必要か。
- (4) 申請書の記入はゴム印、または印字でも可能か。
- (5) 誤記の訂正はどうすれば良いか。
- (6) 複数名同日に受講する場合は、証紙は合算の金額(2名は10,200円、3名は15,300円等)で購入しても良いか。

6 その他

- (1) 令和7年度講習の受講対象者を教えてほしい。
- (2) 変更届を出したのに通知書に印字された名前が前任者になっているが、どちらが受講するのか。
- (3) 安全運転管理者等を変更したいが、どうしたら良いか。
- (4) 講習受講前に安全運転管理者等を変更予定だが、受講日までに届出が間に合わない。
- (5) 指定された日に受講ができない。
- (6) 証紙は当日会場で購入できないのか。

- (7) 講習通知が届いていない。
- (8) 車両の台数が増えて副安全運転管理者の人数が増えたが、このとき新規で選任した副安全運転管理者も受講の義務があるのか。
- (9) 新規で安全運転管理を選任するために選任予定の者に講習を受講させたい（講習を受けないと安全運転管理者等になれないのか）。
- (10) 車両の台数が減って安全運転管理者等を解任したが、受講しなくてはならないのか。
- (11) 近日中に解任予定であるが、受講しなくてはならないのか。
- (12) 安全運転管理者等が長期間不在にするため講習が受講できないが、代理の者が受講しても良いか。

1 受講対象者について

- (1) 新規選任、変更、解任等に関すること

佐賀県警察ホームページをご確認いただくか管轄の警察署（交通担当）へ問合せをお願いします。

- (4) 車両台数の変更等に関すること

佐賀県警察ホームページをご確認いただくか管轄の警察署（交通担当）へ問合せをお願いします。

2 法定講習受講義務等に関すること

- (1) なぜ受講しなくてはならないのか。

佐賀県警察ホームページをご確認いただくか警察本部交通企画課若しくは警察署へ問合せください。

- (2) 受講しなければどうなるのか。

佐賀県警察ホームページをご確認いただくか警察本部交通企画課若しくは警察署へ問合せください。

- (3) 講習料はいくらか。

本年度から講習手数料が 5,100 円となっております。全国統一です。理由については安管事務局では把握しておりません。

3 会場講習について

- (1) 受講日を変更したいが、どうしたら良いか。

受講日の変更は以下のとおりメールまたは電話で受け付けます。希望する受講日のおおむね 1 週間前までにご連絡ください。

ア メールの場合

メールの件名を【受講日変更希望】とし、メール本文に ①整理番号(通知書に記載しています)②事業所名③受講者氏名④指定されている日・会場⑤希望する日・会場⑥連絡先電話番号を記載の上、佐賀県安管事務局 saga-ankan-news@star.saganet.ne.jp にメールを送信してください。メール送信の際は、上記メールアドレスを受信可能な設定にしてくださいようお願いします。受付後、回答を返信します。1 週間経過しても返信がない場合はメール不達の可能性がありますので、お手数ですが電話でご確認ください。

イ 電話の場合

事務局の電話回線は 1 本であり、特に 6 月は問合せ等が集中し長時間不通となる場合があります。また、打合わせ及び講習等により職員が不在で対応できないことが多くなります。変更手続きの遅延や誤受理防止のために、基本的には上記メールでの変更をお願いします。

電話での変更申込みについては、前記事由をご理解のうえ、既に送付されている申請書と筆記具等をお手元に準備され、佐賀県安全運転管理者協議会事務局(0952-23-0532)に連絡してください。なお、受付時間は平日のみ 8:30~12:00、13:00~16:30 です。

- (2) 当日急遽受講ができなくなってしまった。

当日の連絡は不要です。会場への連絡も不要です（連絡をいただいても対応できません）。後日、受講日変更連絡を行ってください（3-(1)参照）。

- (3) 指定された日に受講するが、事前の申し込みは必要なのか。

日程変更等がない場合は事前の申し込みは必要ありません。記入済・収入証紙貼付済の申請書と身分証を受講日当日会場受付にお持ちください。

4 オンライン講習について

- (1) オンライン講習に申し込みたいが、どうしたら良いか。(通知書に同封のお知らせ文書参照)

必要事項を全て記入し、5,100 円分の佐賀県収入証紙を貼付して講習申請書を提出してください。申請書下部の受講希望日欄の記載を忘れないようにしてください。提出方法は「郵送」と「会場への持参」の2通りです。

ア 郵送する場合

希望する人数分の①テキスト(A4サイズ)返送用封筒(510 円切手を貼付済)、またはレターパックライト②修了証書返送用封筒(110 円分の切手を貼付済)の2点を同封し、佐賀県安全運転管理者協議会事務局に簡易書留で郵送してください。その際、同封する返送用封筒の宛先の記載を忘れないでください。準備ができ次第、講習テキストを送付します。

複数名申請する場合、こちらに郵送される時は1通にまとめて構いませんが、各返送用封筒は必ず人数分ご準備をお願いします。

また、通知後に安管者等を変更した場合は、その旨を記載したメモを同封してください。

イ 会場に持参する場合

受講希望のオンライン講習より前に実施される会場講習(実施日)に、受付にお持ちください。代理の方でも結構です。受付時間は午後2時から午後4時までです。テキストはその場でお渡ししますのでテキスト返送用の封筒は必要ありませんが、講習修了証書の返送用封筒(110 円の切手を貼付済)は必要ですので、お忘れのないようお願いします。

- (2) 会場講習(オンライン講習開催日以外の講習)をオンラインで受講することはできないか。

できません。オンライン希望の場合は、必ず8月28日(木)もしくは11月27日(木)での受講になります。

- (3) オンライン講習はどういう流れになるのか。

受講はウェブカメラの使用が必須条件となります。Webe x というウェブ会議システムを使用します。受付後に配布するミーティング番号と、申請書の右上に記載の「整理番号」でログインし、視聴してもらうことになります。副安全運転管理者も合わせて複数名選任している場合は、自分に振り分けられた整理番号を間違えないようお願いします。自分の整理番号は、講習通知書で確認できます。詳細は申し込み後にお渡しする資料に記載します。

受講確認はログイン時間の合算によって行い、受講が確認できたら後日講習修了証書を郵送します。

- (4) オンライン講習はスマートフォンやタブレットでも視聴できるか。

できます。通信料についてはパソコン、タブレット、スマートフォンともに受講者負担となりますので、その点をご了承の上、申請をお願いします。

- (5) 通信環境の条件は何かあるのか。

確実に受講するためには、可能な限り光回線などの固定回線環境や Wi-Fi 環境での接続をお勧めします。しかしながら、同一回線を一度に多人数で使用すると、回線速度が落ちてスムーズな視聴ができなくなる場合がありますので、事業所内で調整をお願いします。

また、モバイル回線を使用する場合はデータ通信料超過による速度制限にご注意ください。

5 申請書の記載要領について

- (1) 安全運転管理者を変更した（する）が、「整理番号」が印字してある申請書はどうしたら良いか。

安管者を交代した場合、整理番号はそのまま引き継がれます。前任者の整理番号が印字されている申請書を使用してください。

- (2) いつの日付を記入するのか。

会場講習（オンライン講習開催日以外）：実際に受講する日を記入してください。

オンライン講習：申請書を作成した日を記入してください。

- (3) 会社印や個人の印、訂正印は必要か。

印鑑は必要ありません。誤記の際の訂正印等も不要です。

- (4) 申請書の記入はゴム印、または印字でも可能か。

可能です。

- (5) 誤記の訂正はどうすれば良いか。

誤った部分を二重線で削除し、訂正してください。訂正印は不要です。訂正する場合、修正テープ等は使用しないでください。

- (6) 複数名同日に受講する場合は、証紙は合算の金額（2 名は 10,200 円、3 名は 15,300 円等）で購入しても良いか。

証紙は 1 人分ずつ購入し、それぞれの申請書に 5,100 円分貼付してください。

6 その他

- (1) 令和 7 年度講習の受講対象者を教えてほしい。

令和 7 年 4 月 1 日現在、佐賀県警察本部交通企画課で届出の受理が完了し、安全運転管理者に選任されている方が対象です。それ以降に新規で選任された方は、令和 8 年度の講習から受講の対象になります。

なお、通知書に印字している安全運転管理者の氏名については、令和 7 年 5 月 1 日までに佐賀県警察本部交通企画課で変更届の受理が完了している方まで反映させています。

- (2) 変更届を出したのに通知書に印字された名前が前任者になっているが、どちらが受講するのか。

変更後の方が受講してください。また、受付の際、変更届は提出済みである旨を係員にお伝えください。

通知書に印字されている名前が前任の方になっているのは、令和 7 年 5 月 1 日までに佐賀県警察本部交通企画課で変更届出の受理が完了しているデータを使用し、5 月中に通知書類の作成作業を行っており、5 月以降の届出内容は反映されていないためです。

- (3) 安全運転管理者等を変更したいが、どうしたら良いか。

管轄する警察署の交通課に変更届を出してください。様式や必要書類は佐賀県警察のホームページに掲載されています。「警察行政手続きサイト」でオンライン届出もできます。

講習については、届いた通知書や申請書も含めて確実な引継ぎを行い、後任の方が受講してください。

- (4) 講習受講前に安全運転管理者等を変更予定だが、受講日までに届出が間に合わない。

前任者の方の整理番号が記載された申請書を使用し、新しく選任される方が受講してください。受付の際には近日中に変更予定である旨を受付の係員にお伝えください。受講後、早急に変更手続きをお願いします。

- (5) 指定された日に受講ができない。

受講日の変更（３－(1)参照）、もしくはオンライン講習の受講（４－(1)参照）をご検討ください。

- (6) 証紙は当日会場で購入できないのか。

できません。お手数ですが、必ず事前に購入の上、申請書に貼り付けて持参をお願いします。購入場所は講習通知に同封されている「佐賀県収入証紙売りさばき所一覧（令和７年２月４日現在）」をご参照ください。最新版は佐賀県のホームページに掲載されています。また、売りさばき所によっては券種の在庫がない場合がありますので、事前に電話で確認の上、お出かけいただくことをおすすめします。

- (7) 講習通知が届いていない。

講習通知は各事業所の「事業主殿」宛として令和７年６月２日付で郵送しています。お手数ですが他の従業員の方にもご確認いただき、それでも見当たらない場合は佐賀県安全運転管理者協議会事務局までお問い合わせください（３－(1)－イ参照）。

なお、令和７年度講習の受講対象は令和７年４月１日時点で安全運転管理者に選任されている方になります（６－(1)参照）。それ以降に安全運転管理者に選任された方は、令和７年度は講習の受講対象ではないため、通知書は郵送されません。令和８年度から受講の対象になりますので、令和８年６月上旬に通知書が郵送される予定です。

- (8) 車両の台数が増えて副安全運転管理者の人数が増えたが、このとき新規で選任した副安全運転管理者も受講の義務はあるのか。

令和７年４月１日以降に届出を出した場合、増員した方については今年度の受講義務はありません（６－(1)、６－(7)参照）。受講を希望する場合は、対応できる場合もありますので、県安管事務局にお問い合わせください（３－(1)－イ参照）。

- (9) 新規で安管者を選任するために選任予定の者に講習を受講させたい（講習を受けないと安全運転管理者になれないのか）。

講習は安全運転管理者に選任され、講習通知を受けた方が受講するもので（６－(1)、６－(7)参照）、安全運転管理者に選任するために受講させる必要はありません。受講の義務はないが受講させたい場合は、対応できる場合もありますので、県安管事務局にお問い合わせください（３－(1)－イ参照）。

選任の条件については、佐賀県警察のホームページをご覧ください。か、管轄の警察署交通課にお尋ねください。

- (10) 車両の台数が減って安全運転管理者を解任したが、受講しなくてはならないのか。

受講日現在、既に解任している場合は受講の必要はありません。ただし、解任届

の確実な提出をお願いします（解任日から 15 日以内）。

- (11) 近日中に解任予定であるが、受講しなくてはならないのか。

受講日現在、安管者を選任している場合は受講してください。

- (12) 安管者が長期間不在にするため講習が受講できないが、代理の者が受講しても良いか。

代理の受講は認められておりません。長期間不在にされるのであれば、安管者を変更し、変更後の方が受講してください（6－(4)）。